



9. 障害者総合支援計画策定に係るアンケート調査票（発達障害）

障害者福祉に関するアンケートにご協力ください（F）

日頃より市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この調査の目的は、平成24年度からのさいたま市における障害福祉施策への取り組みを進める上での参考資料とすることです。この調査は、障害者団体を通じて配布させていただいております。調査内容は、ご自身の状況やこれからの希望をお聞きするものです。

調査の目的をご理解いただき、お答えいただけるようご協力をお願いいたします。ご本人様のご記入が難しい場合は、ご家族などまわりの方にお手伝いいただきお答えください。尚、ご本人が未成年者の場合は、保護者をご回答ください。

お答えいただいた内容については、調査結果をまとめ基礎データとして活用させていただきます。率直な考えやお気持ちをお答えくださるようお願いいたします。

平成22年11月

さいたま市長 清水 勇人

<ご記入にあたってのお願い>

1. この調査は、無記名でお願いしています。
2. 各質問は、ご本人様におたずねしていますが、ご本人の記入が難しい場合には家族や、介助者、施設職員の方などがご本人の意見を聞いて記入してください。尚、ご本人が未成年者の場合は、保護者をご回答ください。
3. 答えたくない質問については、ご回答いただかなくてもかまいません。
4. 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接ご記入いただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「3つまで」などと指定していますので、質問文をよく読んでお答えください。
5. 記入が終わりましたら、11月30日(火)までに同封の返信用封筒に入れて郵便ポストへご投函ください。

※このアンケートの設問数は38問です。

※このアンケートが読みづらい場合は、ルビ（ふりがな）なしのアンケートを送付させていただきますので、下記へご連絡ください。

※このアンケートについてのご質問は、下記へお問い合わせください。

さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害福祉課
電話：048-829-1305 FAX：048-829-1981

【はじめに「あなた」ご自身のことについてお聞きします】

※ この調査では、障害のあるご本人を「あなた」と呼んでいます。

問1 この調査票に記入していただくのはどなたですか。
(該当する番号1つに○をつけてください。)

- 1. 本人
- 2. 本人の意見を聞いて、家族や介護者や施設職員等
- 3. 本人の意見を確かめることが難しいので、家族や介護者や施設職員等

問2 あなたの性別をお答えください。
(該当する番号1つに○をつけてください。)

- 1. 男性
- 2. 女性


問3 あなたの年齢（平成22年10月1日現在の満年齢）はおいくつですか。

満 () 歳

問4 あなたの現在のお住まいの地区（市外に住民登録がある方はその前にお住まいの地区）はどこですか。
(該当する番号1つに○をつけてください。)

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 1. 西区 | 5. 中央区 | 9. 緑区 |
| 2. 北区 | 6. 桜区 | 10. 岩槻区 |
| 3. 大宮区 | 7. 浦和区 | |
| 4. 見沼区 | 8. 南区 | |

問5 あなたが受けている最新の診断名をお聞きします。(あてはまるものすべてに○)

- 1. 広汎性発達障害

 - 1. 知的障害を伴う自閉症
 - 2. 高機能自閉症（高機能広汎性発達障害）
 - 3. アスペルガー症候群
 - 4. 非定型自閉症
- 2. 学習障害（LD）
- 3. 注意欠陥・多動性障害（ADHD）
- 4. 特に診断は受けていない
- 5. その他 ()

問6 あなたが障害者手帳をお持ちの場合は、等級を教えてください。
 (該当する番号すべてに○をつけてください。)

(1) 療育手帳

1. A 2. A 3. B 4. C

(2) 精神障害者保健福祉手帳

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 精神通院医療のみ

(3) 身体障害者手帳 (総合等級)

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級 5. 5級 6. 6級

(身体障害者手帳をお持ちの方にお聞きします。)



どのような障害がありますか。
 (該当する番号すべてに○をつけてください。)

1. 目が不自由 (視覚障害)
 2. 耳が不自由 (聴覚・平衡機能障害)
 3. 言葉が不自由 (言語障害など)
 4. 手足が不自由 (肢体不自由)
 5. 心臓やじん臓、呼吸器など (内部障害)

【住まいの場についてお聞きします】

問7 あなたは、どこで生活していますか。
 (該当する番号1つに○をつけてください。)

1. 本人または家族の持ち家
 2. 民間の賃貸住宅・借家・借間・アパート
 3. 県営・市営住宅、公社・公団の賃貸住宅
 4. 社宅・公務員住宅・学生寮等の勤務・所属先の貸与住宅
 5. グループホーム・ケアホーム・生活ホーム
 6. 福祉施設に入所
 7. 病院
 8. その他 ()

問10 (4ページ)へ進んでください

問8 (4ページ)へ進んでください

(問7で「1～4」、「8」と答えた方のみにお聞きします。)

問8 あなたは、誰と生活していますか。

(該当する番号すべてに○をつけてください。)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. ひとりで暮らしている | 6. 兄弟姉妹やその配偶者 |
| 2. 父または母 | 7. 祖父母 |
| 3. 夫または妻 | 8. その他の親族 |
| 4. 子どもやその配偶者 | 9. 友人・知人 |
| 5. 孫やその配偶者 | 10. その他 () |


問9 あなたが、住まいの場を確保する上で、困ったこと、困っていることはありますか。(該当する番号すべてに○をつけてください)

- | |
|--------------------------|
| 1. 入居したい住まいに空きがない |
| 2. 賃貸借契約の際の保証人がいない |
| 3. 住まいに関する情報が少ない |
| 4. 敷金・礼金・家賃等住まいの費用負担が大きい |
| 5. 近隣住民とのトラブル |
| 6. その他 () |

(すべての方にお聞きします。)

問10 あなたは、今後どこで暮らしたいですか。

(該当する番号1つに○をつけてください。)

- | |
|---|
| 1. 現在と同じ場所 (問7で答えた場所) |
| 2. 現在と違う場所 |
|  |
| 1. 本人または家族の持ち家 |
| 2. 民間の賃貸住宅・借家・借間・アパート |
| 3. 県営・市営住宅、公社・公団の賃貸住宅 |
| 4. 社宅・公務員住宅・学生寮等の勤務・所属先の貸与住宅 |
| 5. グループホーム・ケアホーム・生活ホーム |
| 6. 福祉施設に入所 |
| 7. 病院 |
| 8. その他 () |
| 3. わからない／決められない |

【収入の状況についてお聞きします】

問11 あなたが得ている収入は次のうちどれですか。
(該当する番号すべてに○をつけてください。)

1. 一般就労所得：給与・賃金
2. 一般就労所得：事業収入（商売や農業等による収入）
3. 福祉就労所得（通所作業所等の収入）
4. 障害年金（国民年金、厚生年金、共済年金等）
5. 障害を原因としない年金（老齢年金、遺族年金等）
6. 労災保険
7. 各種手当（特別障害者手当等）
8. 生活保護
9. 心身障害者扶養共済年金
10. 特別障害給付金
11. 親、家族、親族などからの援助（仕送り、こづかい）
12. その他（具体的に）
13. 無収入

【日常生活の状況についてお聞きします】

問12 あなたの主な介助者（支援者）は、どなたですか。
(該当する番号2つまで○をつけてください。)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. 父または母 | 9. ボランティア |
| 2. 夫または妻 | 10. ホームヘルパー |
| 3. 子どもやその配偶者 | 11. ガイドヘルパー |
| 4. 孫やその配偶者 | 12. 訪問看護師 |
| 5. 兄弟姉妹やその配偶者 | 13. 手話通訳者・要約筆記奉仕員 |
| 6. 祖父母 | 14. 施設・病院の職員 |
| 7. その他の親族 | 15. その他（） |
| 8. 友人・知人・近所の人 | 16. 介助は受けていない |

(問12で「1～7」と答えた方にお聞きします。)

問13 あなたが主な介助者（支援者）から介助（支援）を受けられないときはどうしますか。（該当する番号1つに○をつけてください。)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 同居している他の家族・親族に頼む | 6. ガイドヘルパーに依頼する |
| 2. 別居している他の家族・親族に頼む | 7. 訪問看護師に依頼する |
| 3. 近所の人や知人に頼む | 8. 施設や病院などに依頼する |
| 4. ボランティアに頼む | 9. ひとりでなんとかする |
| 5. ホームヘルパーに依頼する | 10. その他（） |

(すべての方にお聞きします。)

問14 あなたが普段の生活で、援助(サポート)が必要だと感じるのはどんなことですか。(該当する番号すべてに○をつけてください。)

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| 1. 食事やトイレ、風呂、着がえなどの身のまわりのこと | 10. 人とのコミュニケーション |
| 2. 家の中での移動 | 11. ゴミだしや回覧版等の地域ルールの補助 |
| 3. 掃除、洗濯、食事の支度などの家事 | 12. 時間の管理(約定期限遵守の補助) |
| 4. 買い物やちょっとしたおつかい | 13. 契約書等重要書類の管理 |
| 5. お金の管理 | 14. 契約等重要な取り決め時の助言 |
| 6. 薬の管理 | 15. その他() |
| 7. 銀行や役所などでの手続き | 16. とくにない(ひとりで行ける) |
| 8. 通院の付き添い | |
| 9. 出かけるときの付き添い | |

【相談についてお聞きします】

問15 相談する相手はどなたですか。

(該当する番号すべてに○をつけてください。)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 家族や親戚 | 16. 学校 |
| 2. 近所の人 | 17. 職場 |
| 3. 友人や知人 | 18. 障害者更生相談センター |
| 4. 医療機関 | 19. 障害者団体 |
| 5. 施設 | 20. ホームヘルパー |
| 6. 区役所支援課 | 21. ガイドヘルパー |
| 7. 障害者総合支援センター | 22. 訪問看護師 |
| 8. 保健センター | 23. ピアヘルパー |
| 9. 保健所 | 24. 手話通訳者 |
| 10. こころの健康センター | 25. 教育相談センター |
| 11. 児童相談所 | 26. 療育機関 |
| 12. 障害者生活支援センター | 27. 障害者職業センター |
| 13. 障害者110番 | 28. 障害者就業・生活支援センター |
| 14. 障害者相談員 | 29. 相談したいが、できない |
| 15. 民生委員・児童委員 | 30. 相談する必要がない |
| | 31. その他() |

問15-1 (7ページ)へ進んでください

(問15で「29 相談したいが、できない」と答えた方にお聞きします。)

問15-1 あなたが、相談できない理由は何ですか。

(該当する番号すべてに○をつけてください。)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. どこ(誰)に相談していいかわからない | 4. プライバシー保護に不安がある |
| 2. 身近なところに相談できる場所がない | 5. 夜間や休日などに相談するところがない |
| 3. 相談しても満足いく回答が得られない | 6. その他() |

(すべての方にお聞きします。)

問15-2 あなたは「障害者生活支援センター」を知っていますか。

(該当する番号1つに○をつけてください。)

※障害者生活支援センターとは、障害者の自立と社会参加を促進するため、相談や情報の提供、個々の障害者に即したサービスの利用援助などを行う各区に設置された相談窓口です。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. よく知っている | 3. まったく知らない |
| 2. 名前は聞いたことがあるが、どういところか知らない | |

【日中活動の場についてお聞きします】

問16 あなたは、平日の日中、どのように過ごしていますか。

(該当する番号1つに○をつけてください。)

- | | |
|--|---------------|
| 1. 就学前年齢のため、自宅にいる | → 問18へ進んでください |
| 2. 障害児通園施設に通っている | |
| 3. 保育園・幼稚園・小学校に通っている (盲・ろう・養護学校を含む) | |
| 4. 中学校・高等学校に通っている (盲・ろう・養護学校を含む) | |
| 5. 大学・専門学校・職業訓練校に通っている | |
| 6. 福祉施設等に通所・入所している ※ | |
| 7. 病院に入院している | |
| 8. 主に自宅にいる(働いていない) | → 問20へ進んでください |
| 9. 働いている(授産施設・就労移行支援等での就労を含む) | → 問18へ進んでください |
| 10. その他() | |

※ 6の「福祉施設等」とは、障害福祉サービス事業所、デイケア施設、小規模作業所等のことです。

問17 (8ページ)へ進んでください

(問16で「1、2、10」と答えた方のみお答えください。)

問17 あなたは、今後どのようにしたいですか。

(該当する番号1つに○をつけてください。)

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 進学したい | 7. 会社や役所で働きたい |
| 2. 専門学校や職業訓練校などに通いたい | 8. 自宅のできる仕事をしたい |
| 3. 福祉施設等に訓練や作業に通いたい ※ | 9. 働きたくない |
| 4. 授産施設で働きたい | 10. その他 () |
| 5. 福祉工場で働きたい | |
| 6. 障害者の雇用が多い職場で働きたい | |

※ 3の「福祉施設等」とは、

障害福祉サービス事業所、デイケア施設、小規模作業所等のことです。

(問16で「3、4、5、6、7、9」と答えた方のみお答えください。)

問18 日中活動の場について困っていることや不満がありますか。

(該当する番号すべてに○をつけてください。)

- | | |
|----------------------------|----------------|
| 1. 授業や仕事などの内容が難しすぎる | 6. 通うのが大変 |
| 2. 授業や仕事などの内容が簡単すぎる | 7. 賃金や待遇が不満 |
| 3. 授業や仕事などの内容が自分に向いていない | 8. その他 () |
| 4. 職場・学校・施設・病院での理解や配慮が足りない | 9. 困っていることや不満は |
| 5. 職場・学校・施設・病院での人間関係が難しい | ない |

(問16で「3、4、5」と答えた方のみお答えください。)

問19 幼稚園、保育園、学校に望むことは何ですか。

(該当する番号すべてに○をつけてください。)

- | |
|--|
| 1. 相談体制を充実してほしい |
| 2. 能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい |
| 3. 施設、設備、教材を充実してほしい |
| 4. 通常の学級への受け入れを進めてほしい |
| 5. まわりの子どもたちの理解を深めるような交流の機会を増やしてほしい |
| 6. 医療的ケア(導尿、経管栄養、痰の吸引など)が受けられるようにしてほしい |
| 7. 通級を増やしてほしい |
| 8. 通常学校での支援促進 |
| 9. 通常級による加配 |
| 10. 障害特性の理解と支援 |
| 11. 障害を理由としたいじめや不登校等の対応 |
| 12. 特別支援教育支援員やコーディネーターの増員 |
| 13. その他 () |
| 14. 特に望むことはない |

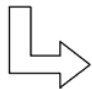
(問16で「8 主に自宅にいる」と答えた方にお聞きします)
 問20 あなたが、自宅にいる(働いていない)理由は何ですか。
 (該当する番号1つに○をつけてください。)

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 自分が希望する仕事が見つからないため | 7. 高齢のため |
| 2. 自分に適した仕事が見つからないため | 8. 家事・育児などがあるため |
| 3. 近くに働く場所がないため | 9. 外へ出たくないため |
| 4. 雇用してもらえないため | 10. 日中通う場所が見つからないため |
| 5. 働く必要がないため | 11. その他() |
| 6. 病気のため | |

(問16で「9 働いている」と答えた方にお聞きします)
 問21 あなたは、どのように働いていますか。
 (該当する番号1つに○をつけてください。)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 正社員等 | 5. 内職 |
| 2. 自営業 | 6. 福祉工場・授産施設など |
| 3. パート・アルバイト | 7. その他() |
| 4. 家業(自営業)の手伝い | |

問21-1 あなたは、障害者手帳を利用して働いていますか。
 (該当する番号1つに○をつけてください。)

- | |
|--|
| 1. 利用している |
|  <ul style="list-style-type: none"> 1. 手帳の種類は療育手帳である 2. 手帳の種類は身体障害者手帳である 3. 手帳の種類は精神障害者保健福祉手帳である |
| 2. 利用していない |

(問21で「2 利用していない」と答えた方にお聞きします)
 問21-2 あなたが手帳を利用しないで働いている理由は何ですか。
 (該当する番号1つに○をつけてください。)

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 手帳の必要がなかったから |
| 2. 申請したが許可されなかったから |
| 3. 手帳を申請中だから |
| 4. 申請しても許可されないと思い申請していないから |
| 5. 申請しても許可されず、障害者職業センターで障害者判定を利用したから |
| 6. その他() |

問21-3 あなたは、1か月に何日くらい働いていますか。
(該当する番号1つに○をつけてください。)

- | | | |
|----------|-----------|------------|
| 1. 5日以内 | 3. 11～20日 | 5. 決まっていない |
| 2. 6～10日 | 4. 21日以上 | |

問21-4 あなたは、1日に何時間くらい働いていますか。
(該当する番号1つに○をつけてください。)

- | | | |
|---------------|---------------|------------|
| 1. 1時間未満 | 3. 4時間以上8時間未満 | 5. 決まっていない |
| 2. 1時間以上4時間未満 | 4. 8時間以上 | |

問21-5 あなたの、1か月の平均給与・賞金はどのくらいですか。

約 円

問21-6 あなたは、現在の仕事はどうやって見つけましたか。
(該当する番号1つに○をつけてください。)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 公共職業安定所（ハローワーク） | 6. 自分で探した |
| 2. 県・市の相談機関 | 7. 職業訓練校の紹介 |
| 3. 家族・親族の紹介 | 8. 小規模作業所・授産施設の紹介 |
| 4. 学校の紹介 | 9. その他（ ） |
| 5. 知り合いの紹介 | |

問21-7 仕事を続けるためには何が必要だと思えますか。
(該当する番号3つまで○をつけてください。)

- | |
|------------------------|
| 1. 生活に必要な賞金 |
| 2. 体調にあった勤務体制 |
| 3. 良好な人間関係をつくるための援助 |
| 4. ジョブコーチによる支援 |
| 5. 通勤のための援助 |
| 6. 能力にあった仕事 |
| 7. 異動や業務変更に対応していくための援助 |
| 8. 職業訓練（職業リハビリテーション） |
| 9. 日常生活の援助 |
| 10. パソコン、インターネット等の技術習得 |
| 11. 職場の障害理解 |
| 12. その他（ ） |
| 13. とくにない |
| 14. わからない |

【発達の状態についてお聞きします】

問22 ご家庭で障害に気づいたのはいつですか。(あてはまるものひとつに○)

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| 1. 0～3歳 | 3. 7～12歳 | 5. 15～18歳 |
| 2. 4～6歳 | 4. 13～15歳 | 6. 18歳以降 |

問23 ご家庭で障害に気づいたきっかけは何ですか。

(あてはまるものひとつに○)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 産まれてまもなく知らされた | 5. 育児相談などで知らされた |
| 2. 家族や周りの人が気づいた | 6. 保育園・幼稚園の職員が気づいた |
| 3. 乳幼児健診で知らされた | 7. その他 () |
| 4. 医療機関を受診したときに知らされた | |

問24 発達支援について困っている(または以前困っていた)ことはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | |
|------------------------|
| 1. 発達支援に関する情報が少ない |
| 2. 希望する施設や保育園・幼稚園に入れない |
| 3. 施設での療育・訓練の機会が少ない |
| 4. 施設での療育・訓練の内容に問題がある |
| 5. 本人の成長に不安がある |
| 6. 友だちとの関係づくりがうまくできない |
| 7. 通園・通所の送迎が大変 |
| 8. 費用など経済的負担が大きい |
| 9. 小学校～大学等入学時の学校選択 |
| 10. 特に困っていることはない |
| 11. その他 () |

問25 当事者が「小学校入学前」の保護者の方にお聞きします。現在通っているところはありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|-----------|---------------|------------|
| 1. 保育所(園) | 3. 特別支援学校の幼稚部 | 5. その他 () |
| 2. 幼稚園 | 4. 特になし | |

問26 当事者が「小学校入学前」の保護者の方にお聞きします。お子さんが

小学校に入学するとき、どの学校・学級に通わせたいと思いますか。

(最もあてはまるものひとつに○)

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 小学校の通常学級 | 4. 小学校の通常学級+通級指導教室 |
| 2. 小学校の特別支援学級 | 5. わからない |
| 3. 特別支援学校 | 6. その他 () |

【情報についてお聞きします】

問27 障害福祉に関する情報は、どこから得ますか。
(該当する番号すべてに○をつけてください。)

1. 県や市の広報・ホームページやガイドブック
2. 新聞・雑誌
3. テレビ・ラジオ・パソコン（インターネット）
4. 家族や友人
5. 区役所支援課・保健センター・保健所・児童相談所など
6. 障害者相談員
7. 社会福祉協議会
8. 小規模作業所・福祉関係施設
9. 学校・職場
10. 病院などの医療機関
11. 障害者団体・障害者生活支援センターなど
12. その他（ ）

問28 あなた（障害のある人）は、情報を入力したり、コミュニケーションをとるうえで困ることはありますか。（該当する番号すべてに○をつけてください。)

1. 案内表示がわかりにくい
2. 音声情報が少ない
3. 文字情報が少ない
4. 字が読めない
5. パソコンの使い方がわからない
6. 問合せ先の情報にFAX番号やメールアドレスの記載がない
7. 公共施設にOHP・OHCといった設備が少ない
8. 公共施設に手話通訳者がいない
9. 面と向かって話すのが苦手
10. 自分の思いを伝えることを控えてしまう
11. 話をうまく組み立てられない、うまく質問できない
12. 相手が介助者と話してしまう
13. 複雑な文章表現がわかりにくい（簡潔でわかりやすいマニュアルがほしい）
14. 難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）
15. 状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない
16. 一般常識がわからない
17. その他（ ）

問29 あなた(障害のある人)は、パソコンや、携帯電話、インターネット、電子メールを利用しますか。(該当する番号すべてに○をつけてください。)

1. パソコンを使用したり、インターネットで検索して調べる
2. 携帯電話のインターネットを使って調べる
3. 電子メールを使用して友だちなどから情報を得る
4. 今後利用したい
5. 利用しない

問30 どのような支援があれば、よりパソコンなどを使用するようになりますか。(該当する番号すべてに○をつけてください。)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 機器の給付 | 3. パソコン教室(指導者) |
| 2. 機器導入費用の助成 | 4. 障害に応じたソフト |
| | 5. その他() |

問31 あなた(障害のある人)が生活する上で必要とする情報は何か。(該当する番号3つまで○をつけてください。)

1. 住宅に関する事
2. 経済的な保障に関する事
3. 就労に関する事
4. 学校教育に関する事
5. 家庭生活に関する事
6. 病気に関する事(治療法、薬など)
7. 福祉サービス、福祉施設に関する事
8. 医療機関、医療費に関する事
9. 相談できる場所
10. 同じ障害、病気の人が集まれる場所
11. 地震や水害の時などの避難情報
12. 子育てに関する事
13. その他()

【障害者への理解についてお聞きします】

問32 日常生活や学校、職場で、障害者への差別や疎外感などを感じたことがありますか。(該当する番号1つに○をつけてください。)

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. わからない |
|-------|-------|----------|

問33 障害者への理解を深めるために力を入れるべきことは何だと思えますか。(該当する番号すべてに○をつけてください。)

- | |
|--------------------------------|
| 1. スポーツ・文化活動等を通した障害者と地域の人々との交流 |
| 2. 障害福祉をテーマとした講座や講演会の開催 |
| 3. 福祉施設を地域に開かれたものにする |
| 4. 小・中学校、高校、大学等での福祉教育の充実 |
| 5. 障害者の活動の積極的なPR |
| 6. 支援グループの育成 |
| 7. ボランティアの育成 |
| 8. 障害者自身が積極的に社会参加をする |
| 9. 特にない |
| 10. その他 () |

問34 現在さいたま市では、「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)」制定に向けた様々な取組みを進めています。あなたは、このことについて知っていますか。(該当する番号1つに○をつけてください。)

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 知っている |
| 2. 名前は聞いたことがあるが、どのような条例・取組みかは知らない |
| 3. まったく知らない |

さいがいじ たいおう き
【災害時の対応についてお聞きします】

と
問35 あなたは、さいがいじにひとりでひなんできますか。
(がいどうばんごう 該当する番号1つに○をつけてください。)

- ひなん 1. 避難できる 2. 避難できない 3. わからない

と
問36 あなたは、さいがいじ たいさく ち 対策を立てていますか。
(がいどうばんごう 該当する番号すべてに○をつけてください。)

- なぞく ひなんほうほう き
1. 家族と避難方法を決めている
ちいき ひと ひなんほうほう き
2. 地域の人などと避難方法を決めている
ひと さいがいじ てだす たの
3. ボランティアの人に災害時の手助けを頼んである
きんじょ ひと さいがいじ てだす たの
4. 近所の人に災害時の手助けを頼んである
しょくりょう みず ぼうさいようひん ようい
5. 食料や水などの防災用品を用意している
ひつよう ぼそうぐ いりょうきく あんぜん ばしょ ぼかん
6. 必要な補装具、医療器具などは安全な場所に保管してあり、すぐに持ち出せる
ぼそうぐ いりょうきく きかく はんばいがいしゃ
7. 補装具や医療器具などの規格・サイズ・販売会社などがわかる
かぐ てんどうぼうし たいさく
8. 家具に転倒防止の対策をしている
いす しょうかき
9. 家に消火器がある
ひなんばしょ
10. 避難場所がわかる
とく たいさく ち
11. 特に対策を立てていない
た
12. その他 ()

と
問37 あなたは、さいがいじ ちいき かた ひなん てつだ てもらいたいと思いますか。
おも

- おも 1. 思う 2. 思わない 3. わからない

【障害者福祉施策への要望についてお聞きします】

問38 障害者福祉施策に対して望むこと、取り組んでほしいことはありますか。
(該当する番号3つまで○をつけてください。)

1. 住むところや住みやすい家をつくってほしい
2. グループホーム・ケアホームをふやしてほしい
3. 会社などで働けるようにしてほしい
4. 働くための訓練をする場をつくってほしい
5. 生活に必要なサービスをふやしてほしい(ホームヘルプ、ショートステイ、
児童デイサービスなど)
6. 生活や訓練をするために、必要な福祉施設をつくってほしい(作業所、
通所授産施設など)
7. 療育・指導をしてほしい
8. いろいろな相談ができる場所をふやしてほしい
9. 年金や手当などのお金をふやしてほしい
10. 病院などでかかるお金をへらしてほしい
11. 道路やバス、建物などを使いやすくしてほしい
12. わかりやすい情報がほしい
13. スポーツ、絵、音楽活動など自分たちの活動を支援してほしい
14. 何かあったときに人と連絡がとれるようにしてほしい
15. まわりの人に自分たちのことをわかってほしい
16. 移動や送迎の支援をしてほしい
17. 教育を充実してほしい
18. 障害者の意見や要望を反映しやすい場をふやしてほしい
19. その他(現在のさいたま市では行っていないサービスや制度などで、
こんなサービスがあるとよいと思うものをご自由にお書きください。)

以上ですべて終わりです。ご協力ありがとうございました。



10. 雇用分野の発達障害者への支援施策

雇用分野の発達障害者への支援施策(1)

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

(1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム
ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、専門的な相談、支援を実施する。また、発達障害者が有する困難を補助するテクノロジー等就労支援機器を設置する。

※ 就職センターの配置(安定所)

平成20年度:5局15名→21年度:10局25名

(2) 発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターにおいて、発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習等を実施する。

※ 実施箇所数 6箇所

(3) 発達障害者雇用開発助成金〔平成21年度新規〕 (発達障害者の雇用促進モデル事業)

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、地域障害者職業センターにおいて支援を受けた発達障害者について、ハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行う。

(4) 発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける試行実施

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターで発達障害者に対する専門的支援の試行を行う。

※ (独)高齢・障害者雇用支援機構交付金事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

(1) ハローワークにおける職業相談・職業紹介
個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。

併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

(2) 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の推進

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するための短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

(平成21年度9,500人)

(3) 福祉施設の人材を活用したジョブコーチ支援の充実

福祉施設の職員が行うジョブコーチ支援について、障害者雇用納付金制度に基づき助成金の支給を行うことにより、福祉施設のノウハウを生かした効果的な職場適応援助を行う。

※ 障害者雇用納付金事業

(4) 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関ネットワークを形成し、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

(平成20年度:205か所→21年度:265か所)

雇用分野の発達障害者への支援施策(2)

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

○ 一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練モデル事業

(平成19年度開始)
 一般の公共職業能力開発校において、発達障害者を対象とした訓練コースを設置し、その障害に配慮した職業訓練を行うモデル事業を実施する。(H20:6カ所→H21:10カ所)

○ 障害者職業能力開発校における発達障害者対象訓練の実施

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の運営する中央障害者職業能力開発校及び言語高原障害者職業能力開発校において、発達障害者を対象とした専門的な職業訓練を実施している。また、H20年度から、職業能力開発総合大学校において「テクノロジー(支援技術)を活用した発達障害者の就労促進・就労継続に向けた支援等」に関する研究会を開催し、職業訓練や就労支援の場での支援機器等の活用方法や就労環境整備の在り方について調査・研究を行っている。

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

○ 障害の態様に応じた多様な委託訓練

身近な地域で職業訓練が受講できるよう、居住する地域の企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等を活用した障害の態様に応じた多様な委託訓練を各都道府県において実施している。

障害者委託訓練は、①産学により知識・技能の習得を図る「知識・技能習得訓練コース」、②企業の現場を活用して実践的な職業能力の向上を図る「実践能力習得訓練コース」、③通学が困難な人などを対象とした「e-ラーニングコース」、④特別支援学校高等部の生徒で、卒業後の就職先が内定していない就職希望者を対象とした「特別支援学校早期訓練コース」を実施している。

また、平成21年度から、新たに「在職者訓練コース」を設置し、在職中の障害者に対して、雇用継続に資する知識・技能を付与するための職業訓練を実施する。

※ 対象者数 H20:8,150人→H21:9,550人

若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

〔現状〕

- コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者は、採用に至らなかったり、雇転職を繰り返して、ニートやひきこもりになる例も少なくない。
- こうした困難を抱える要因の1つとして「発達障害」である場合がある。

〔対応の方向性〕

- 発達障害であった場合でも、適切な支援を受けることで、就職可能性が拡大する。
- 発達障害ではないが、コミュニケーション能力に問題があるポーターライン上の者の者についても、発達障害と同様の支援を受けることで、その就職可能性が拡大する。

ニート等の若年者に対する就職支援と障害者に対する就労支援の両面から、コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援システムを創設

- ① 若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築
- ② 発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。
- ③ 発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズや応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。

要支援者の発見

ハローワークや若者向け就職支援機関から

- ハローワークでの相談時に、担当者が就職不調の背景に障害のあることに気づき、専門支援機関等に適切に誘導。
- 地域若者サポートステーションにおける相談過程において、専門支援機関等に誘導。

- ▶ ○ ハローワークに就職チャーターを配置
- 発達障害者専門指導監による関係機関の担当者の相談スキルの向上

大学等高等教育機関・学校から

- ハローワークと大学等高等教育機関の障害者修学支援等との連携
- 発達障害に関する就職支援情報・方法を提供
- 発達障害学生に希望に応じて卒業前から職業相談等を実施

インターネットから

- 自らの特性に気づき専門的な支援サービスの活用方法等を習得するためのツール(サポートブック(仮称))を開発し、インターネット上で公開

適切な支援への誘導

障害者を選択する者

障害者を選択しない者

希望に応じた支援の提供

地域障害者職業センター

職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援等の提供

ハローワーク

障害専門窓口での支援

一般相談窓口での支援

- 就労チャーターによる職業相談・職場定着支援
- ハローワーク又は学生職業センターにテクノロジー等就労支援機器の設置

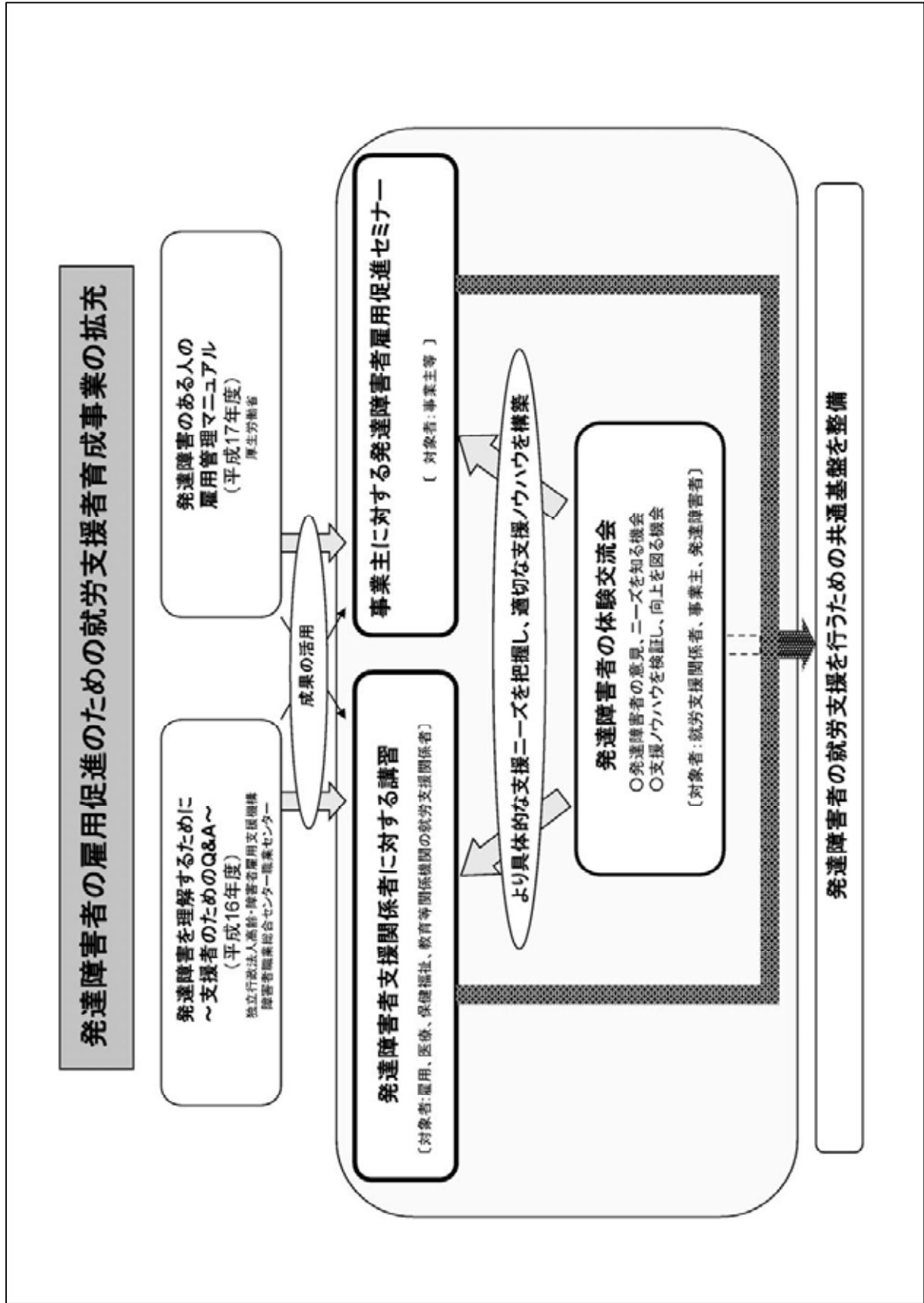
その他の若者向け就職支援機関

発達障害者専門指導監による指導

就職

※本プログラムは次の10局で実施→北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡

(下線太字はH20就職チャーター配置。残りの5局にH21配置。)



発達障害者雇用開発助成金 ～発達障害者の雇用促進モデル事業～

1 趣旨



発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴うが、事業主においては、発達障害者の雇用経験が少ないことや、発達障害者について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、地域障害者職業センターの支援を受けた発達障害者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。

2 内容

(1) 対象事業主

地域障害者職業センターにおいて職業評価を受けた発達障害者を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※

(3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

※ 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

地域障害者職業センターにおける 発達障害者に対する専門的支援の試行実施の流れ

職業準備支援

発達障害者就労支援カリキュラム

【12週間程度】

センター内での技能体得のための講座(技能体得講座) 【8週間程度】

- ・ 問題解決技能
- ・ 対人技能
- ・ リラクゼーション技能
- ・ 作業マニピュアル作成技能

事業所での体験実習等を通じた実践的な支援(実践的支援) 【4週間程度】

- ・ 事業所での体験実習を実施(3週間程度)(各種技能を事業所で実践的に支援)
- ・ 事業所での支援状況を踏まえ、技能体得講座等を再実施

個別課題の対応策等について話し合い

個別相談

実施状況や翌日の支援内容等の確認等

常設の模擬的就労場面を活用した作業支援(ジョブコーチ等移行支援)

技能体得講座で学んだ技能の実践、その結果を踏まえた再支援

センター内での作業支援から事業所内での作業支援に移行させ、作業支援、就労支援カリキュラム、個別相談を体系的に実施

対象者個々の状況に応じた基本的な支援方法、環境調整方法等の整理

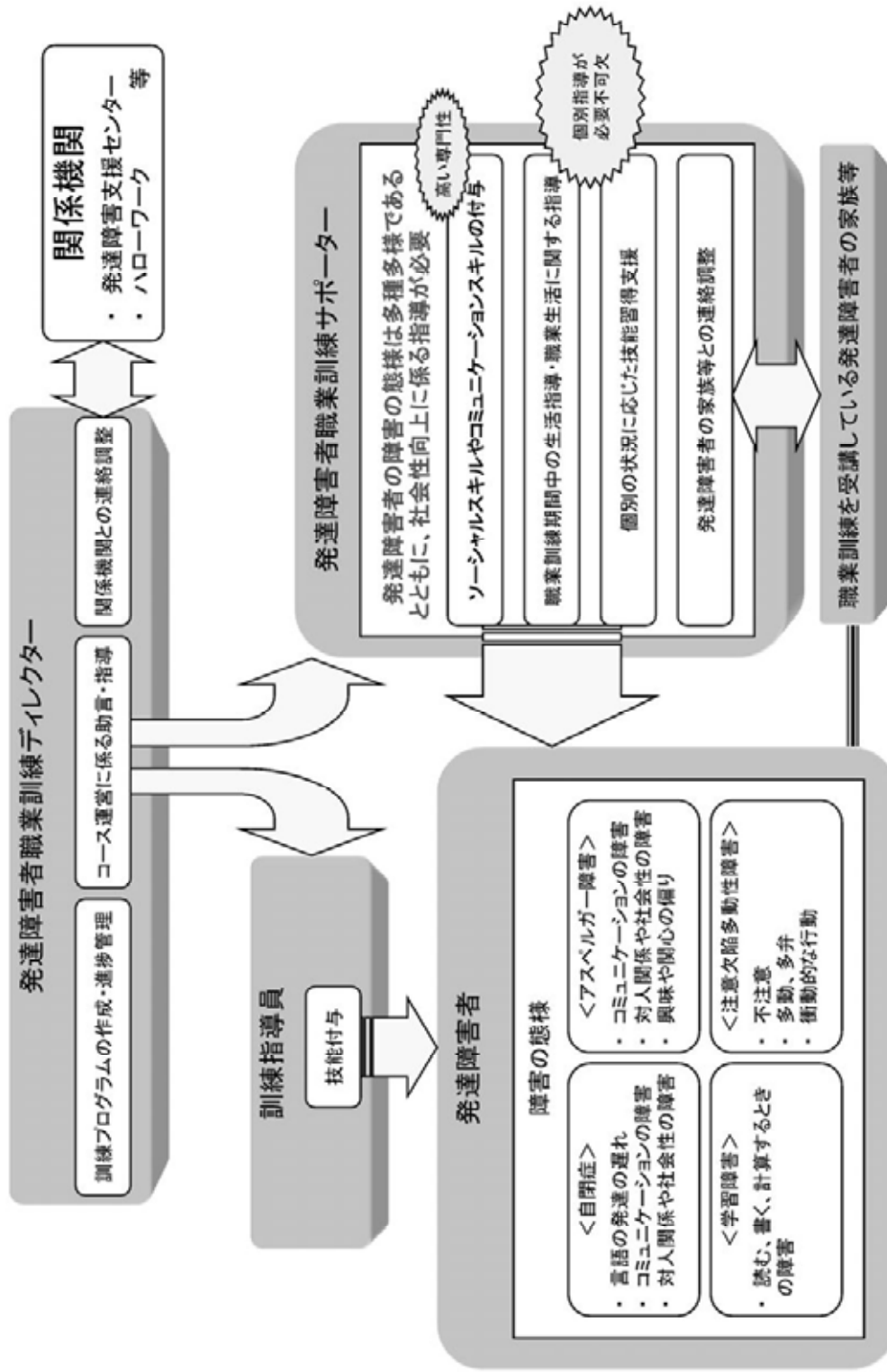
職場開拓・職業紹介

ジョブコーチ支援等による就職支援・フォローアップ

ハローワーク・発達障害者支援センターとの連携の下で対象者を選定、利用勧奨

●全国7箇所の地域障害者職業センターで試行(H19～東京、大阪 H20～滋賀、沖縄 H21.7～新潟、愛知、宮崎)

★ 発達障害者対象訓練コースの概要



1.1. 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要及び資料

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

① 利用者負担の見直し

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- 障害程度区分の名称と定義の見直し
(※ 障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し)

③ 相談支援の充実

- 相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位位置付け)
- 支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勧案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④ 障害児支援の強化

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など)
- 放課後型のデイサービス等の充実

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設 (個別給付化)

(その他)事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

施行期日：1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。(障害者の範囲は公布の日。障害程度区分、③、④は平成24年4月1日。)

1

① 利用者負担の見直し

利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ 法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。
(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

※ 例えば、現在、通所サービスの場合、市町村民税非課税世帯の負担限度額は月額1,500円。

※ 利用者の実質負担率2.82%(H20.11国保連データ)

利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ 高額障害福祉サービス費について補装具と合算することで、利用者の負担を軽減。

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

障害者の範囲の見直し

(課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、**発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。**

- ※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。
- ※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

障害程度区分の見直し

(課題) 障害程度区分の名称・定義が、標準的な支援の度合を示す区分であることが分かりにくい。

→ 名称を「**障害支援区分**」とし、**定義についても、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分であることを明確化。**

- ※ 法律上の規定の見直しと並行して、障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直す。
- ※ 支給決定に当たって、別途障害者を取り巻く環境を勘案することについても、法律上明確化。

③ 相談支援の充実

相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取組状況に差がある。また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

- 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センターを市町村に設置。
- 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
- ※ 市区町村における地域自立支援協議会の設置状況65%。(H20.4.1現在。20年度中に更に20%が設置予定)
- ※ 平成19年12月の与党PT報告書においても、自立支援協議会の法令上の位置付けの明確化について指摘。
- 地域移行や地域定着についての相談支援の充実。(緊急時に対応できるサポート体制等)

支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

- 支給決定の前にサービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。
- サービス利用計画作成の対象者を大幅に拡大。
- ※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は1,920人(H20.4)

④ 障害児支援の強化

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の**障害児施設(通所・入所)について一元化**。
- 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、**通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)**。

放課後等デイサービス事業の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「**放課後等デイサービス事業**」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』中での議論)

- **18歳以上の入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し**。
(その際、支援の必要な継続のための措置や、現に入所している者が退所させられないよう
附則に必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

グループホーム・ケアホーム利用の助成の創設

(課題) 障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要がある。

→ グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設(利用に伴い必要となる費用の助成)。

※ 身体障害者について、グループホーム・ケアホームを利用できるようにする。(告示)

重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

(課題) 移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業(補助金)の中で行われているのみ。

→ 重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

⑥ その他

事業者の業務管理体制の整備等

(課題) 障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。

- 事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

(課題) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。

- 都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。
【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】
- 精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。
【精神保健福祉士法の改正】